

議案第 72 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本義会の議決を求める。

平成 18 年 6 月 9 日

三朝町長 吉田 秀光

平成 18 年 6 月 16 日 原案可決
三朝町議会議長 牧田武文

1 無償譲渡する財産の内容

施設の名称 横手集会所

建 物

所 在 東伯郡三朝町大字横手 300 番地の 2

構 造 木造 2 階建て瓦葺

面 積 70.07 m²

建物に付帯する設備 一式

2 無償譲渡する相手方

所 在 東伯郡三朝町大字横手

名 称 横手一区

横手一区長 松原 道夫

3 無償譲渡の理由

本施設は横手地区の林業振興等の拠点施設として設置したものであるが、所期の目的を達成したため、用途を廃止し、横手一区へ無償で譲渡することで、区の活動拠点施設として、さらなる地域の振興に資することとしたい。